

令和4年度事業計画

令和4年度事業計画及び収支予算書

自：令和4年4月 1日

至：令和5年3月31日

第1 事業計画策定の基調

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大の経済の落ち込みを経験したが、再び回復基調に向かって動き出している。

政府は、新たなオミクロン株感染症への対応を図りながら、未来を見据え、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにし、新しい資本主義の実現に取り組み、経済の再生と所得の向上を実現するとの見通しを示している。

こうした状況の中で、「国民生活と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、燃料価格高騰に係る対応をはじめ貨物自動車運送事業法の改正に伴う「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金の収受が図られるよう全力を傾注する。そのほか、物流を維持していくために優秀な人材を確保するとともに、高速道路料金の割引など使いやすい道路の実現に取り組むこととする。

また、新技術を活用した物流DXの推進など、物流のさらなる効率化に向けて鋭意取り組むとともに、持続可能なトラック運送業界の実現を図るため、環境・SDGs対策をすすめることとしている。

なお、事業の遂行に当たっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適切な執行に努めるものとする。

全日本トラック協会の最重点施策、重点施策は、次のとおりである。

【最重点施策】

- (1) 燃料高騰対策等の推進
- (2) 「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金収受
- (3) 荷主対策の深度化の推進
- (4) 長時間労働の是正及び取引環境の改善等への適切な対応
- (5) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保
- (6) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (7) 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など
使いやすい道路の実現
- (8) 新技術を活用した物流DXの推進

【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2) 環境・SDGs対策の推進

- (3) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (4) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (5) ウィズコロナ・アフターコロナへの対応

第2 事業活動計画

1 新しい時代の輸送効率化に資するための施策の推進

(1) 燃料高騰対策並びに燃料サーチャージ導入の促進事業

軽油価格に対応した適正な運賃を収受して経営の安定を図るため、以下の事業を推進する。

ア 燃料高騰分の価格転嫁のための対策（燃料サーチャージ等）、燃料税制対策、補助支援制度の創設、供給量の増加によるエネルギー価格低廉化方策の実施等について関係機関に要請する。

イ 燃料サーチャージの収受に向けて、Web広告やリーフレットの配布等荷主への浸透を図るための施策を展開し、事業者が収受できるような環境整備の充実を図る。

(2) 荷主対策の深度化の推進

関係機関と連携して荷主対策の深度化を推進し、事業者の違反原因行為をしている荷主情報の収集を図る。

(3) 長時間労働の是正及び取引環境の改善対策事業

改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び働き方改革への対応に向けた環境整備を進めるため、以下の事業を推進する。

ア 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善群馬県地方協議会」の的確な運営と重点取組項目の計画的な実施

イ 令和5年4月からの月60時間超の時間外割増率50%の中小事業者への適用について、幅広く周知徹底を図り、時間外労働上限規制への対応状況を把握する。

ウ 改善基準告示の見直しに向けた適切な対応

(4) 規制改革対策事業

物流の効率化、環境対策、交通安全対策、輸送コストの低減等に資するため、以下の事業を推進する。

ア 新技術を活用した物流DX等による物流の効率化、環境・安全対策に資するための規制改革への積極的な参画及び要望活動

イ トラック運送事業経営の健全化を図るため、参入基準の厳格化等規制緩和の必要な見直しに向けた要望活動

(5) 税制・金融対策事業

トラック運送業界の近代化・合理化や経営の安定化などを図るため、以下の事業を推進する。

- ア 自動車関係諸税の簡素化、軽減に向けた要望活動
- イ 近代化基金融資の推薦及び利子補給事業、信用保証協会保証料助成事業の実施

(6) 道路対策事業

物流の効率化などの一環として位置づけ、以下の事業を推進する。

- ア 高速道路等交通インフラの整備のための要望活動
- イ 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・恒久化及び割引制度の拡充のための要望活動

(7) ウィズコロナ・アフターコロナ対策事業

国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの周知徹底を図る。

(8) 情報化対策事業

事業経営を社会の進展に対応したものとするため、以下の事業を推進する。

- ア 中小トラック運送事業者を対象としたセミナー開催等によるIT活用の推進
- イ 全日本トラック協会と地方トラック協会との情報共有化の推進

2 安全かつ環境にやさしいトラック輸送の実現

(1) 交通安全対策事業

公共の道路を使用して業務を行うトラック運送業界にとって、交通安全、交通事故防止への取り組みは、社会との共生を図る上で重要な課題であるが、会員事業者が関係した特異・重大事故は、未だ後を絶たない状況にある。

そのため、「事業用自動車総合安全プラン2025」などに基づき、以下の事業を推進する。

- ア 各種啓発活動の積極的な推進
 - (ア) 交通事故等防止支部総決起大会の開催
 - (イ) 事業所巡回パトロールの実施
 - (ウ) 事故防止対策セミナーの開催
 - (エ) 交通安全出前講座の実施
 - (オ) 交通安全運動、交通安全キャンペーンへの積極的な参加
 - (カ) DVD、ビデオ等視聴覚教材の整備活用
 - (キ) トラック広報、チラシの作成配布等による周知徹底
- イ 安全教育訓練の推進
 - (ア) ブロック別ドライバー研修会の開催
 - (イ) 運転者及び指導者に対する入所訓練の実施

- (ウ) 事業所における運転者特別講習の促進
- (エ) トラックドライバー・コンテストの開催
- (オ) 自動車教習所を活用したドライバー研修の実施
- ウ 運転適性診断業務の充実強化
- エ 運輸安全マネジメントの普及拡大
- オ 運行管理者試験の受験者に対する講習の実施
- カ 事業用自動車総合安全プラン2025に基づく諸対策の推進
- キ 飲酒運転・危険ドラッグ根絶対策の強力な推進
- ク 運転者の指導管理の徹底
- ケ 優秀運転者等に対する賞揚の実施
- コ 事故実態の把握と事故防止への活用
- サ 車輪脱落事故の増加、冬期道路のチェーン未装着・不適切なスタッドレスタイヤ装着による事故や立ち往生の増加に伴う適切な管理の周知徹底
- シ 交通安全対策としての助成事業の推進
 - (ア) 後方視野確認支援装置等の導入助成
 - (イ) ドライブレコーダーの導入助成
 - (ウ) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査の助成
 - (エ) アルコール検知器の導入助成
 - (オ) 衝突防止警報装置の導入助成
 - (カ) IT点呼システムの導入助成
 - (キ) 入所による教育訓練の助成
 - (ク) 管理者講習に対する助成
 - (ケ) 支部別講習等に対する助成
 - (コ) 運転記録証明書取得に対する助成
 - (サ) 運転適性診断に対する助成
 - (シ) 定期健康診断に対する助成
 - (ス) 脳MRI健診等に対する助成

(2) 環境・エネルギー対策事業

環境問題に的確に対応するため、全日本トラック協会が策定した「新・環境基本行動計画」などに基づき、以下の事業を推進する。

- ア エコドライブの徹底
- イ アイドリングストップの徹底
- ウ 省エネ安全運転研修会の開催
- エ グリーン経営認証制度の取得促進
- オ 群馬県環境GS認定制度の取得促進
- カ 環境対策としての助成事業の推進
 - (ア) CNG車、ハイブリッド車、ポスト新長期等規制適合車の導入助成
 - (イ) デジタルタコグラフの導入助成

- (ウ) アイドリングストップ支援機器の導入助成
- (エ) グリーン経営認証登録又は登録更新に対する助成
- キ 不正（粗悪）軽油の排除の徹底
- ク 道路環境美化運動への積極的な取り組み
- ケ 「トラックの森」づくり事業の推進
- コ 県との協定に基づく廃棄物不法投棄の積極的な情報提供
- サ 各種会議等を通じた業界の取組状況のPRと意見・要望の提言

(3) 輸送秩序確立対策事業

現下の厳しい経営環境に的確に対応して輸送秩序を確立するため、以下の事業を推進する。

- ア 物流セミナーの開催
- イ 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底
- ウ 「標準的な運賃」が告示されたことを踏まえ、その内容や届出に係る周知と積極的な活用の促進
- エ 「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- オ 名義貸し、白トラ等輸送秩序阻害行為の防止
- カ 法令遵守の徹底と改善基準説明会の実施

(4) 適正化対策事業

貨物自動車運送適正化事業の一層の推進を図るため、事業用自動車総合安全プラン2025を踏まえ、以下の事業を推進する。

- ア 事故防止・安全対策に関する指導、啓発の強化
- イ 新規許可手続き厳格化に伴う巡回指導の徹底
- ウ 乗務時間等告示違反営業所に対する適正かつ公正な巡回指導の実施
- エ 取引環境・労働時間改善対策に伴う長時間労働抑制等への取り組み強化
- オ 運輸安全マネジメント導入に係る指導の推進
- カ 社会保険等未加入・未納付事業者に対する社会保険等加入及び納付の指導の推進
- キ 安全性優良事業所（Gマーク）の認定取得の推奨
- ク 安全性優良事業所（Gマーク）に対する表彰制度への適切な対応
- ケ 引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の認定取得の推奨
- コ 運行管理方法等に対する相談業務（1日相談室）の定期的な実施
- サ 初任運行管理者等実務勉強会の実施
- シ 初任運転者等に対する特別講習の実施
- ス 特殊車両通行許可制度の周知
- セ 事業所における運行管理及び運転者特別講習への講師派遣
- ソ IT点呼の普及促進
- タ 定期巡回指導以外の管理状況指導（訪問アドバイス）の実施
- チ 適正化通信の継続的発行

- ツ 街頭指導パトロールの実施
- テ 適正化事業指導員の資質の向上
- ト 改正運送約款に対する指導
- ナ 生産性向上（適正運賃収受）に向けた原価計算の徹底
- ニ 海上コンテナ部会の運営
- ヌ タンクトラック部会の運営
- ネ トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置に係る巡回指導の強化及び運輸支局との連携強化
- ノ Gマークステッカー等の購入に対する助成の実施

3 魅力ある事業の確立、社会的地位向上のための施策の推進

(1) 労働対策事業

労働災害の防止及び事業経営の安定等を図るため、以下の事業を推進する。

- ア 労働災害防止活動の推進
 - (ア) 「第13次労働災害防止計画（2018～2022）」を踏まえた労働災害防止対策の推進
 - (イ) 労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入促進
 - (ウ) 啓発チラシ、ポスターの作成配布
 - (エ) 「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知徹底
 - (オ) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会との連携強化
- イ 労働関係法令の改正への適切な対応
- ウ 顧問弁護士・顧問社会保険労務士制度の周知及び積極的な活用促進
- エ 雇用維持等に関する助成制度の活用促進
- オ 健康状態に起因する事故防止対策及びメンタルヘルス対策の推進
- カ 「過労死等防止計画」の行動計画に基づく過労死等防止対策の推進
- キ ホワイト物流推進運動の促進
- ク 運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）の推奨及び登録申請費用の助成

(2) 経営改善対策事業

現下の厳しい経営環境に的確に対応するため、以下の事業を推進する。

- ア 総合的な経営診断の受診促進
- イ 原価計算活用セミナーの開催
- ウ 取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知推進
- エ 運転者職場環境良好度認定制度（働きやすい職場認証制度）対応セミナーの開催
- オ 原価管理の徹底等による経営基盤強化対策の推進
- カ 事業後継者の育成と事業継承対策の推進
- キ 求荷求車ネットワークシステム（WebKIT）の普及促進
- ク 事業協同組合との連携強化

(3) 消費者対策事業

多様化する消費者ニーズに的確に対応するため、以下の事業を推進する。

- ア 引越（基本・管理者）講習の開催
- イ 引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の周知徹底
- ウ 標準引越運送約款等関係法令の遵守の徹底
- エ 輸送相談の強化と苦情に対する適切な対応
- オ 利用者に対する啓発、PR活動の積極的な推進

(4) 人材育成・確保対策事業

次代を担う事業経営者、青年経営者等を育成するとともに、物流業界で就労する人材を確保するため、以下の事業を推進する。

- ア 全日本トラック協会認定「物流経営士資格認定講座」の受講促進と助成の実施
- イ 流通経済大学入学者への支援
- ウ 中小企業大学校講座の受講促進と助成の実施
- エ 若年者、女性、高齢者の労働力確保及び育成・定着対策の推進
 - (ア) 大型・中型・準中型・けん引運転免許取得、8トン限定中型免許・5トン限定準中型免許限定解除に対する助成の実施
 - (イ) フォークリフト運転技能講習修了に対する助成の実施
 - (ウ) 人材確保セミナーの開催
- オ 高校生を対象とした出前講座（物流出前授業）の実施促進
- カ 大型自動車一種運転業務従事者育成コースの支援
- キ 就職氷河期世代の人材（大型ドライバー）育成事業の推進
- ク 青年部会の組織拡充及び活動活性化に向けた支援
- ケ 女性経営者等を対象としたセミナーの開催検討
- コ 会員事業者の求人募集情報提供事業の実施

(5) 緊急輸送対策事業

県知事との「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」及び「家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定」等に基づき、東日本大震災時の教訓を踏まえ常時的確な対応を図るため、以下の事業を推進する。

- ア 大規模自然災害発生時における情報ネットワークの整備
- イ 大規模自然災害発生時に備えた災害物流専門家の育成
- ウ 緊急・救援物資輸送体制の確立
- エ 災害装備品の整備充実
- オ 群馬県総合防災訓練等への積極的な参加
- カ 「災害ボランティアぐんま」との連携
- キ 「支援物資物流システム連絡会」との連携
- ク 全日本トラック協会と当協会間の緊急通信体制整備及び情報伝達訓練の実施
- ケ 家畜伝染病の発生時における緊急物資輸送のための体制整備

(6) 施設整備事業

協会施設の整備充実を図るため、以下の事業を推進する。

- ア 新群馬県トラック総合会館建設に向けた設計・施工
- イ 北毛地区研修センター及び総合運動場の活用
- ウ 運転者共同休憩所（T・S）の適切な維持管理
- エ 館林運転者共同休憩所跡地の処分

(7) 広報対策事業

トラック運送事業の果たす重要な役割や、業界を取り巻く厳しい現状と課題等について正しい理解を得るため、以下の事業を推進する。

- ア 各種メディアを活用したPR活動の推進
 - (ア) 新聞紙面を活用した意見広告等の実施
 - (イ) 「GTV」によるスポットCMの提供
 - (ウ) 労働力確保及び業界イメージ向上のためのDVDの活用
 - (エ) デザイン・ラッピングトラックの活用
- イ 小・中学校への安全支援の実施
- ウ 県下一斉「道路清掃」の実施
- エ 機関誌「トラック広報」の充実
- オ ホームページの充実
- カ YouTube、SNS等の各種デジタル媒体の積極的な活用

4 組織機構の整備・強化

協会組織の整備・充実を図るため、以下の事業を推進する。

(1) 組織対策事業

- ア 未加入事業者の加入促進
- イ 新会館稼働に伴う協会の組織体制の整備
- ウ 協会職員の資質の向上
- エ インターネットによる協会のディスクロージャーの拡充

(2) 業種別専門輸送対策事業

- ア タンクトラック部会、海上コンテナ部会の活動の活性化
- イ 法令遵守と事故防止・安全対策の推進

(3) 委員会活動の強化

協会事業を推進する上で大きな役割を果たしている、総務委員会をはじめとする各委員会の活動を活性化する。

(4) 支部活動の強化

協会のホームページやトラック広報に支部の活動を掲載するなどにより、支部活動の充実強化を図る。

5 庶務関係

(1) 第66回 関東トラック協会事業者大会への対応

本県協会が開催幹事県として、令和4年9月16日、高崎市Gメッセ群馬で開催予定の同大会について、総務委員会を中心に大会の成功に向けて諸準備等の万全を期する。

(2) チャリティーゴルフ大会の開催

会員事業者の親睦を兼ねて環境貢献・災害支援を目的に、チャリティーゴルフ大会を開催する。

(3) 表彰

業界の発展及び社会的地位の向上に功労のあった支部、会員事業者（所）従業員に対する表彰及び上申を積極的に行う。

ア 交通事故・労災事故防止活動等に対する表彰

(ア) 交通事故成績優良事業所

(イ) 10年以上永年勤続優良従業員

(ウ) 3年以上無事故・無違反運転者

イ 模範優良運転者表彰

ウ 交通栄誉章「緑十字銅章」表彰

エ 全日本トラック協会会長表彰

(ア) 表彰規程による優良役員、運転者及び団体職員

(イ) 正しい運転・明るい輸送運動優良団体、事業所及び従業員

(ウ) 優秀運転者顕彰

オ 運輸支局長、関東運輸局長、国土交通大臣等の表彰

カ 叙位・叙勲、褒章

(4) 交通遺児・労働災害遺児等育英助成金制度の適切な運用

交通遺児・労働災害遺児等育英助成金制度の適切な運用に努める。